

広島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県文書等管理規則の一部を改正する規則

第一条 広島県文書等管理規則（平成十三年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保存年限の延長） 第十条（略） 一―四（略） 五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十七条第一項に規定する開示請求があったもの 同法第八十二条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 六 個人情報保護に関する法律第九十一条第一項に規定する訂正請求があったもの 同法第九十三条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 七 個人情報保護に関する法律第九十九条第一項に規定する利用停止請求があったもの 同法第一百一条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 2・3（略）</p>	<p>（保存年限の延長） 第十条（略） 一―四（略） 五 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十条第一項又は第二項に規定する開示請求があったもの 同条例第十一条第一項又は第三項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 六 広島県個人情報保護条例第二十三条第一項に規定する訂正請求があったもの 同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 七 広島県個人情報保護条例第三十条第一項に規定する利用停止請求があったもの 同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間 2・3（略）</p>

第二条 広島県文書等管理規則の一部を次のように改正する。

別表中「」を「」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十条、第二十三条及び第三十条の規定による請求があった場合における文書等の管理については、なお従前の例による。